

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日と翌日  
の翌日)

## 目 次

- ◇規 則 鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 国土調査の実施
- 昭和五十一年度地籍調査事業計画の決定
- 土地改良法による換地計画の適否の決定(二件)
- 建築基準法による道路の位置の指定
- ◇教委告示 教育委員会の招集

## 規 則

鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年七月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十五号

鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県消防顕彰金条例施行規則(昭和四十四年三月鳥取県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第二条関係) 殉職者顕彰金

功 勞 の 程 度	支 給 額
一 特に抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者	一三、〇〇〇、〇〇〇円
二 抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者	一〇、〇〇〇、〇〇〇円
三 特に顕著な功勞があると認められる者	五、七、〇〇〇、〇〇〇円以下 五、〇〇〇、〇〇〇円以上
四 多大な功勞があると認められる者	三、〇〇〇、〇〇〇円

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第二条関係)」に改め、同表中の部分を次のように改める。

功勞の程度及び障害の等級による支給額	
功勞の程度	障害の等級
(一) 抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者	一級
(二) 特に顕著な功勞があると認められる者	二級
(三) 多大な功勞があると認められる者	三級

告示

鳥取県告示第五百三十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第五条第一項の規定に基づ

二級	八、四〇〇、〇〇〇円	四六、八〇〇、〇〇〇円以上	二、八〇〇、〇〇〇円
三級	七、五〇〇、〇〇〇円	四六、〇〇〇、〇〇〇円以上	二、五〇〇、〇〇〇円
四級	六、八〇〇、〇〇〇円	三、四〇〇、〇〇〇円以上	二、三〇〇、〇〇〇円
五級	五、九〇〇、〇〇〇円	三、二〇〇、〇〇〇円以上	二、〇〇〇、〇〇〇円
六級	五、二〇〇、〇〇〇円	二、八〇〇、〇〇〇円以上	一、七〇〇、〇〇〇円
七級	四、四〇〇、〇〇〇円	二、四〇〇、〇〇〇円以上	一、五〇〇、〇〇〇円
八級	三、八〇〇、〇〇〇円	二、〇〇〇、〇〇〇円以上	一、三〇〇、〇〇〇円

功勞の程度による増額

特に抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者であつて障害の等級が一級に該当するものについては、一級の最高額に一、〇〇〇、〇〇〇円を加算することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県消防頭彰金条例施行規則の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

き、国土調査を実施するので、同法第七条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年七月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 国土調査として指定された年月日

昭和五十一年七月二日

二 調査を実施する者の名称

鳥取県

三 調査地域

建設大臣刊行の縮尺五万分の一地形図「浜坂」、「若桜」及び「村岡」に係る鳥取県の区域

四 調査期間

昭和五十一年七月十四日から昭和五十二年三月三十一日まで

五 調査成果

次の地図（縮尺五万分の一）及び簿冊

- 地形分類図
- 表層地質図
- 土壤図
- 傾斜区分図
- 水系谷密度図
- 開発規制図
- 土地利用現況図

鳥取県告示第五百三十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定に基づき、地籍調査に関する県の計画に基づく昭和五十一年度における事業計画を次のとおり定めたので、同法同条第五項の規定により告示する。

昭和五十一年七月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	調査換算面積 (平方キロメートル)
米子市	日原、兼久及び石井の一部並びに宗像及び奈喜良	昭和五十一年三月三十一日まで	一・〇〇〇
気高町	日光及び八束水	"	〇・二〇〇
佐治村	小原、葛谷及び刈地	"	三・一〇〇

鳥取県告示第五百三十六号

昭和五十一年五月二十九日付けで郡家町から申請のあつた花原地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年七月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年七月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百三十七号

昭和五十一年六月二十一日付けで岸本町から申請のあつた吉定地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年七月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十一年七月十四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
岸本町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十一年七月十三日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十一年七月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の 所及び氏名	道路の位置の 指定場所	道路の幅員及び 延長
鳥取県倉吉市越中町 一五六七番地八 山陰総合開発 株式会社 代表取締役社長 安藤源治	倉吉市丸山字馬場屋敷四九六―二 の一部、四九七―一の一部、四九 七―九、四九八―一の一部及び四 九七―九地先道路	幅員 六・六〇メートル 〓 一一・五〇メートル 延長 八〇・七〇 メートル

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十一年七月十三日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

- 一日時 昭和五十一年七月十六日 午前十一時十五分
- 二場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三議題 (1) 市町村教育委員会教育長の承認について
- (2) その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】